

1  
2  
3 **優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の方法と実施**  
4 **(スクリーニング評価に準じた評価)**  
5

6 **1. 目的**

7 スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に  
8 係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存  
9 在する。

- 10  
11 ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質  
12 ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質  
13 ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質  
14

15 その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人  
16 健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の  
17 優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

18 しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがない  
19 とは認められないかどうかを評価することが必要である。

20 そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、  
21 最新の有害性情報及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価  
22 を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合には、優先評価化学物  
23 質の指定根拠に追加することとする。

24 (参考) 優先評価化学物質の指定状況 (令和2年11月13日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	89物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	101物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	36物質
優先評価化学物質の合計	226物質

25  
26  
27 **2. 評価方法**

28 一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報(製造・輸入・出荷数量、用途)  
29 から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有  
30 害性クラスのマトリックス(以下「優先度マトリックス」という。)において、  
31 有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が  
32 「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認めら  
33 れた物質について、優先評価化学物質相当と判定する。

## 1 **評価の実施対象**

2 平成 31 年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康影  
3 響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先評価化学  
4 物質への指定時期との関係で、平成 31 年度はまだ一般化学物質としての届出が  
5 された物質については、優先評価化学物質としての数量が把握できないため対  
6 象外とする。

## 7 **暴露クラスの算出方法**

8 スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スク  
9 リーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

## 10 **有害性クラスの算出方法**

11 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

## 12 **優先度マトリックス**

13 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

## 14 **専門家による選定方法**

15 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

## 16 **3. 優先度判定案及び専門家による詳細評価**

17 2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、優先評価化学物質に相当すると  
18 考えられる物質はなかった。

19 優先度判定案及び専門家による詳細評価については以下の通り。

20 評価対象物質の暴露クラス	: 資料 4-2
21 人健康影響に関する優先判定案	: 資料 4-3
22 生態影響に関する優先度判定案	: 資料 4-4
23 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し	: 資料 4-5
24 環境中濃度による詳細評価	: 資料 4-6